

令和 7 年 9 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 6 1 号	宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の育児休業等に関する条例	1
議案第 6 2 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	5

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第7条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。 (部分休業の承認) 第8条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇(以下「育児時間」という。)を承認されている職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第7条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ)とする。 (第1号部分休業の承認) 第8条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇(以下「育児時間」という。)を承認されている職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))を除く。))に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (新設)	律第76号)第61条の2第20項の規定による _____介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員_____を除く。))に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該残時間数</u> (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
(新設)	<u>第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)
(新設)	<u>第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)
(新設)	<u>第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が</u>

宇治市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第9条 職員(宇治市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。)が部分休業_____の承認を受けて勤務しない場合には、同条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第10条 第5条の規定は、部分休業について準用する。 第11条・第12条 (略)	<u>生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第9条 職員(宇治市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、同条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第10条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> 第11条・第12条 (略)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第14条（略） （給与の減額） 第15条（略） 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の<u>一部につき勤務しないことを</u>いう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護家族」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第16条・第16条の2（略） （会計年度任用職員の給与） 第17条（略） 2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、第12条、第13条、第15条及び前条本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用	第1条～第14条（略） （給与の減額） 第15条（略） 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部を勤務しないことを</u>いう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護家族」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第16条・第16条の2（略） （会計年度任用職員の給与） 第17条（略） 2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、第12条、第13条、第15条及び前条本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「 <u>給料(これに相当する報酬を含む。)の額</u> 」と、第15条第2項中「 <u>小学校就学の始期</u> 」とあるのは「 <u>3歳</u> 」と読み替えるものとする。	職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは、「 <u>給料(これに相当する報酬を含む。)の額</u> 」と_____読み替えるものとする。
3 (略)	3 (略)
第18条～第20条 (略)	第18条～第20条 (略)